



SEC CARBON

第101回定時株主総会招集ご通知添付書類

第101期
報告書

2020年4月1日 ▶ 2021年3月31日

SECカーボン株式会社

証券コード：5304

ごあいさつ



代表取締役社長

中島 耕

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、2021年3月31日をもちまして、第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の決算を行いましたので、ここに事業の概況をご報告申し上げます。

なお、期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、企業体質の強化のための投資等に必要な内部留保を確保しながら、永続的かつ安定的な利益還元を行うという配当方針に従い、1株当たり100円とさせていただきました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

第1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

我が国の経済においても、その影響は大きく、個人消費、輸出入、生産、企業収益などが急速に悪化し、経済活動は一段と抑制されました。一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況は継続しました。

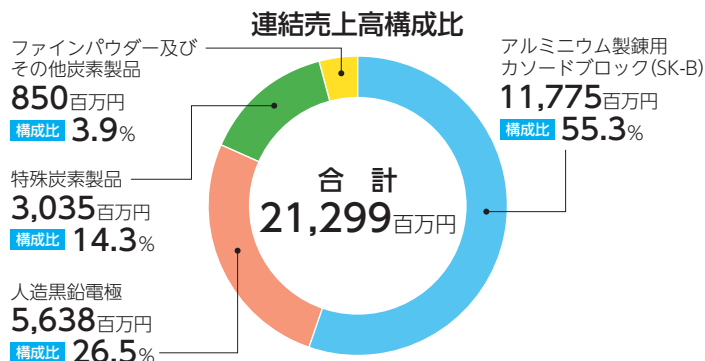
このような状況下、当社グループでは、コストダウン、製品の拡販及び品質向上等経営体制の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、全般的に炭素製品市場の需給バランスは悪化しました。特に人造黒鉛電極においては、世界的に電炉鋼における鉄鋼生産が低調となっていることにより、販売数量が大幅に減少しました。その結果、売上高は212億9千9百万円となり、前年同期に比べて39.4%の減収となりました。

損益面に関しましては、販売数量減少に加え、工場の稼働率低下に伴う固定費の負担増加によって製品原価が高止まりしている影響、また棚卸資産評価損を計上したことから、大幅な減益となりました。

その結果、営業利益は30億8千1百万円（前年同期比77.7%減）、経常利益は34億9千3百万円（前年同期比75.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億9千6百万円（前年同期比74.1%減）となりました。

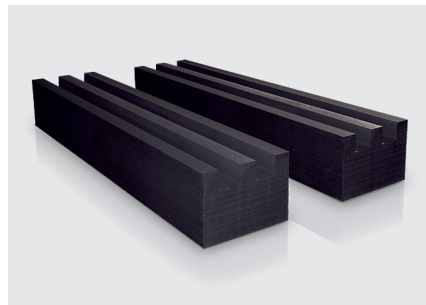
なお、当社グループは炭素製品の製造・販売を主な事業とする単一セグメントであります。当連結会計年度における製品別の売上高については、次のとおりであります。



各製品別売上高の概況

■ アルミニウム製錬用カソードブロック (S K-B)

世界的な景気減速を背景に、アルミニウム製錬会社の更新需要も低調となり、販売数量が減少しました。その結果、売上高は117億7千5百万円となり、前年同期に比べて11.0%の減収となりました。



■ 人造黒鉛電極

世界的に電炉鋼における鉄鋼生産が低調となっており、需給バランスは悪化しました。また、顧客での在庫調整も長引いていることから、販売数量が大幅に減少しました。その結果、売上高は56億3千8百万円となり、前年同期に比べて65.8%の減収となりました。



■ 特殊炭素製品

世界的な景気減速を背景に、特殊炭素製品の需給バランスは悪化しており、販売数量が減少しました。その結果、売上高は30億3千5百万円となり、前年同期に比べて28.2%の減収となりました。



■ ファインパウダー及びその他炭素製品

その他炭素製品である加炭材等の販売数量が減少しました。その結果、売上高は8億5千万円となり、前年同期に比べて27.9%の減収となりました。



(製品別売上高実績)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減	
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	増減率 (%)
アルミニウム 製錬用カソード ブロック (S K - B)	13,228	37.6	11,775	55.3	△1,452	△11.0
人 造 黒 鉛 電 極	16,504	47.0	5,638	26.5	△10,866	△65.8
特 殊 炭 素 製 品	4,225	12.0	3,035	14.3	△1,189	△28.2
ファインパウダー及び そ の 他 炭 素 製 品	1,178	3.4	850	3.9	△328	△27.9
合 計	35,136	100.0	21,299	100.0	△13,836	△39.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループは、総額15億7千8百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、当社京都工場生産設備の更新に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済、日本経済いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の先行きの見通しが厳しい状況となっております。

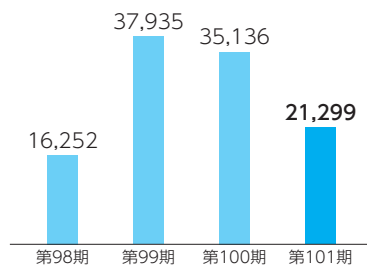
このような経営環境の中、当社グループは、次代につながる成長戦略の推進、信頼される品質づくり、盤石な設備管理の確立、原料調達の構造改革、コストダウンの深耕、人材力・組織力の強化を次期の経営重点目標として、その達成を目指し全社一丸となって取り組んでまいります。そして、当社グループは企業の社会的責任を認識した上で、法令遵守を徹底し、また環境負荷の低減、コーポレートガバナンスの充実に積極的に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

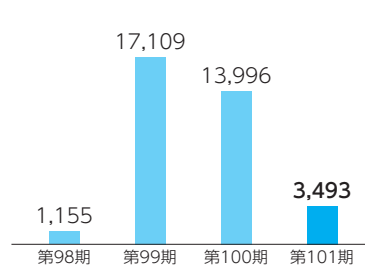
区 分	第 98 期 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで	第 99 期 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで	第100期 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで	第101期(当連結会計年度) 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで
売 上 高(百万円)	16,252	37,935	35,136	21,299
経 常 利 益(百万円)	1,155	17,109	13,996	3,493
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,004	11,838	9,635	2,496
1 株当たり当期純利益	488円38銭	2,901円48銭	2,370円04銭	614円01銭
総 資 産(百万円)	36,980	57,092	59,763	58,722
純 資 産(百万円)	32,279	42,817	50,185	53,476
1 株当たり純資産額	7,863円76銭	10,529円08銭	12,342円04銭	13,152円08銭

- (注) 1. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第99期の期首から適用しており、第98期の総資産は当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっています。
3. 当社は、2017年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）しております。これに伴い、第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

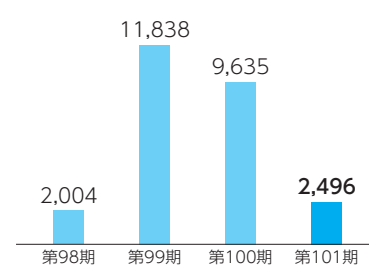
■ 連結売上高 (単位：百万円)



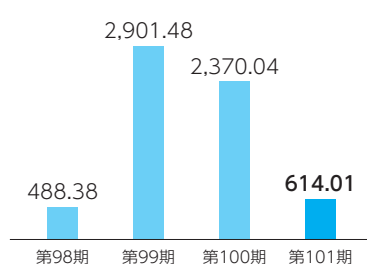
■ 経常利益 (単位：百万円)



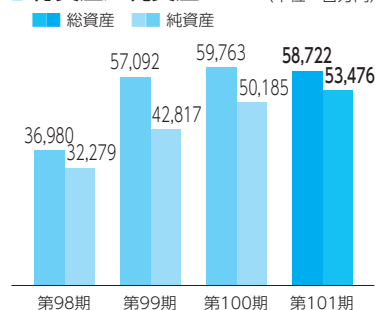
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)



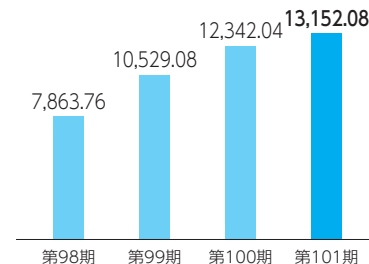
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	事 業 の 内 容	資 本 金	当社の出資比率
東邦カーボン株式会社	炭 素 製 品 の 販 売	40 百万円	97.4 %

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の1社であります。当連結会計年度の同社の売上高は、10億2千7百万円（前年同期比33.5%減）、経常利益は4千1百万円（前年同期比45.8%減）、当期純利益は3千万円（前年同期比39.3%減）であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、炭素製品の総合メーカーとして、アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)や電気炉製鋼用人造黒鉛電極の製造、販売を中心に各種炭素製品の製造、販売を主な事業としております。

その主要取扱製品は、次のとおりであります。

- アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)
- 人造黒鉛電極
- 特殊炭素製品
- ファインパウダー及びその他炭素製品

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市	東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区
京 都 工 場	京 都 府 福 知 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
岡 山 工 場	岡 山 県 岡 山 市	東邦カーボン株式会社	兵 庫 県 尼 崎 市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
257名	一名

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
254名	2名増	42.8歳	19.3年

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

第2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,570,800株
- (2) 発行済株式の総数 4,138,868株（自己株式73,535株が含まれています。）
- (3) 株主数 2,835名（前期末比32名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 谷 製 鉄 株 式 会 社	796 千株	19.58 %
三 菱 商 事 株 式 会 社	392	9.65
住 友 商 事 株 式 会 社	223	5.50
公 益 財 団 法 人 大 谷 教 育 文 化 振 興 財 団	155	3.83
大 谷 民 明	120	2.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	106	2.62
コ ー ソ 運 輸 工 業 株 式 会 社	98	2.43
大 和 工 業 株 式 会 社	95	2.35
日 鉄 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	83	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63	1.57

- (注) 1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりとなります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 63千株
2. 当社は自己株式(73,535株)を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。
3. 持株比率は自己株式(73,535株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

第3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 民 明	大谷製鉄株式会社代表取締役社長 内藤証券株式会社社外取締役
代表取締役社長	中 島 耕	
取 締 役	大 谷 壽 一	
常 勤 監 査 役	井 上 雅 文	
監 査 役	岡 和 彦	
監 査 役	早 崎 寛	

- (注) 1. 大谷壽一氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 岡和彦氏及び早崎寛氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役報酬の算定および決定において、役職ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること、当社の企業価値向上と更なる持続的な成長に向けた動機付けとなること、報酬決定の手続きに客観性・透明性が担保されていることを基本方針としております。

その概要は、次のとおりです。

- ・業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定方針
業績連動報酬算定の指標は、業績との連動性が高い前期営業利益とし、営業利益額の達成幅に応じ予め取締役会にて決定した取締役の役職別報酬表に基づき業績連動報酬の額を決定しております。
- ・報酬等の種類ごとの割合の決定方針
下記役職別報酬表では、基本報酬(固定)部分と業績連動報酬(変動)部分に区分し、個人別の報酬合計額に占める業績連動報酬部分の割合について約30%を上限に設定しております。
- ・報酬を与える時期又は条件の決定方針
定時株主総会終了後の取締役会で審議・決定する取締役任期中の定額報酬を翌月25日までに金銭で付与するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額1億7千万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬の具体的内容を決定しておりますので、委任に関する事項はありません。また、取締役会は、その決定内容が予め決定された役職別報酬表に基づき決定されることから上記①決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	77 (7)	57 (6)	20 (1)	— (—)	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	24 (9)	24 (9)	— (—)	— (—)	3 (2)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大谷壽一氏は大谷製鉄株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の19.58 %を保有し、当社は同社に対して主要製品である人造黒鉛電極を販売しております。当社製品全体の販売に占める同社の割合は約2 %と僅かでありますので、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、同氏は内藤証券株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には取引関係はありません。なお、同氏は当社代表取締役会長大谷民明氏の三親等の親族であります。

② 社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役の期待役割に関し行った職務の概要
社外取締役	大 谷 壽 一	当該事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べております。また、議案審議等において問題提起や有益な助言などを行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しております。
社外監査役	岡 和 彦	当該事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての経験より当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	早 崎 寛	当該事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、その幅広い見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。

この定款規定に基づき、社外取締役大谷壽一氏、社外監査役岡和彦氏及び早崎寛氏との間に法令が規定する額に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

第4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への永続的かつ安定的な利益還元を経営の最重要課題と考えており、剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、企業体質強化のための投資等に必要な内部留保を確保しつつ、できる限り安定的に実施していくことを基本方針としております。

当期末の配当金は、この基本方針と当期の経営環境等を総合的に勘案し、2021年5月13日開催の取締役会決議により1株当たり100円とさせていただきました。

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,117	流 動 負 債	2,820
現 金 及 び 預 金	16,625	買 掛 金	1,127
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,907	リ ー ス 債 務	13
商 品 及 び 製 品	2,287	未 払 費 用	430
仕 掛 品	11,319	未 払 法 人 税 等	2
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,000	未 払 消 費 税	144
そ の 他	992	賞 与 引 当 金	284
貸 倒 引 当 金	△15	設 備 関 係 未 払 金	470
		そ の 他	346
固 定 資 産	18,604	固 定 負 債	2,425
有 形 固 定 資 産	9,948	リ ー ス 債 務	17
建 物 及 び 構 築 物	4,142	長 期 未 払 金	31
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,293	繰 延 税 金 負 債	1,548
工 具、器 具 及 び 備 品	73	環 境 対 策 引 当 金	35
土 地	1,262	退 職 給 付 に 係 る 負 債	792
リ ー ス 資 産	21	負 債 合 計	5,245
建 設 仮 勘 定	1,153	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	48	株 主 資 本	49,239
投 資 其 他 の 資 産	8,607	資 本 金	5,913
投 資 有 価 証 券	8,403	資 本 剰 余 金	5,247
そ の 他	213	利 益 剰 余 金	38,764
貸 倒 引 当 金	△8	自 己 株 式	△685
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,227
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,255
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△27
		非 支 配 株 主 持 分	9
資 産 合 計	58,722	純 資 産 合 計	53,476
		負 債 純 資 産 合 計	58,722

連結損益計算書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		21,299
売 上 原 価		15,679
売 上 総 利 益		5,620
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,539
営 業 利 益		3,081
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	223	
雑 収 入	203	430
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 支 出	17	18
経 常 利 益		3,493
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	36
税金等調整前当期純利益		3,509
法人税、住民税及び事業税	947	
法 人 税 等 調 整 額	65	1,012
当 期 純 利 益		2,496
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,496

計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,721	流動負債	2,779
現金及び預金	16,333	買掛金	1,090
受取手形	238	リース負債	13
売掛金	6,563	未払金	287
商品及び製品	2,287	未払費用	429
仕掛品	11,319	未払法人税等	2
原材料及び貯蔵品	2,000	未払消費税等	143
その他の金	992	未払引当金	284
貸倒引当金	△13	備関係未払金	470
		その他	57
固定資産	18,618	固定負債	2,396
有形固定資産	9,948	リース負債	17
建物	3,569	長期未払金	31
構築物	572	繰延税金負債	1,550
機械及び装置	3,291	退職給付引当金	762
車両運搬具	2	環境対策引当金	35
工具、器具及び備品	73		
土地	1,262	負債合計	5,176
リース資産	21	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,153	株主資本	48,909
無形固定資産	48	資本金	5,913
施設利用権	2	資本剰余金	5,247
ソフトウェア	33	資本準備金	4,705
リース資産	3	その他資本剰余金	541
ソフトウェア仮勘定	8	利益剰余金	38,433
投資その他の資産	8,622	利益準備金	762
投資有価証券	8,322	その他利益剰余金	37,670
関係会社株	94	固定資産圧縮積立金	24
その他	213	別途積立金	6,600
貸倒引当金	△8	繰越利益剰余金	31,046
		自己株式	△685
		評価・換算差額等	4,255
		その他有価証券評価差額金	4,255
		純資産合計	53,164
資産合計	58,340	負債純資産合計	58,340

損益計算書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,636
売 上 原 価		15,110
売 上 総 利 益		5,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,484
営 業 利 益		3,041
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	231	
雑 収 入	202	437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 支 出	17	18
経 常 利 益		3,459
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	36
税 引 前 当 期 純 利 益		3,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	936	
法 人 税 等 調 整 額	65	1,001
当 期 純 利 益		2,474

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社

2021年5月11日

取締役会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊 東 昌 一 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福 岡 宏 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S E Cカーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社

2021年5月11日

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 東 昌 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 岡 宏 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

S E Cカーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 井 上 雅 文 ㊞

社外監査役 岡 和 彦 ㊞

社外監査役 早 崎 寛 ㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

ご参考

■ 会社概要 (2021年3月31日現在)

商 号	SECカーボン株式会社
設 立	1934年10月23日
資 本 金	5,913,872,864円
発行済株式総数	4,138,868株
主 要 製 品	アルミニウム製錬用カソードブロック (SK-B) 人造黒鉛電極 特殊炭素製品 ファインパウダー及びその他炭素製品
ホ ー ム ペ ー ジ	https://sec-carbon.com/

■ 役 員 (2021年6月29日現在)

代表取締役会長	大 谷 民 明
代表取締役社長	中 島 耕
取 締 役	長谷川 和重
取 締 役	田 畑 洋
社 外 取 締 役	大 谷 壽 一
常 勤 監 査 役	井 上 雅 文
常 勤 監 査 役	森 下 宏 也
社 外 監 査 役	岡 和 彦
社 外 監 査 役	早 崎 寛

(注) 大谷壽一氏、岡 和彦氏及び早崎 寛氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ 株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月開催
基 準 日	定時株主総会 3月31日 剰余金の配当 期末 3月31日 中間 9月30日
単 元 株 式 数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 ☎0120-094-777 (通話料無料)
公 告 方 法	電子公告によります。ただし、やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載します。 公告掲載の当社ホームページアドレス https://sec-carbon.com/
証 券 コ ー ド	5304

■ 事業所

本 社	〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 尼崎フロントビル6階 TEL (06) 6491-8600
東 京 事 務 所	〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目15番3号 平和不動産日本橋ビル7階 TEL (03) 3279-0700
名古屋営業所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号 キリックス丸の内ビル8階 TEL (052) 231-5765
京 都 工 場	〒620-0853 京都府福知山市長田野町三丁目26番地 TEL (0773) 27-2411
岡 山 工 場	〒704-8147 岡山県岡山市東区正儀4700番地の2 TEL (086) 946-1500



京都工場

■ 株式に関するお問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社にご口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先		〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
お 電 話 お 問 合 せ 先	お取引の証券会社等になります。	☎0120-094-777 (平日9:00~17:00) (通話料無料)
各 種 手 続 き (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		インターネットホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/
未払配当金のお 支 払	株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社	



<https://sec-carbon.com/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。